

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第1号

改正案

別紙様式第1号（第18条第1項関係）

(日本工業規格A4)

(略)

第1 第 期中

年 月 日から

年 月 日まで

中間事業概況書

1～5 （略）

6 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第1項）により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

現行

別紙様式第1号（第18条第1項関係）

(日本工業規格A4)

(略)

第1 第 期中

年 月 日から

年 月 日まで

中間事業概況書

1～5 （略）

6 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積の永久優先株			準備金的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備金的項目（C）		
資本準備金					
その他資本剰余金			自己資本総額（A+B+C）		
利益準備金			(D)		
その他利益剰余金					
その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
営業権相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
のれん相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	控除項目（E）		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計			自己資本額（D-E）（F）		
（上記各項目の合計額）					
繰延税金資産の控除金額	△	△	資産（オン・バランス）項目		
基本的項目（A）			オフ・バランス取引等項目		
償還を行う善然性を有する株式等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			信用リスク・アセット調整額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
一般貸倒引当金			リスク・アセット等計（G）		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第1号

改正案					現行				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					補完的項目不算入額 補完的項目（B）				
前払年金費用の額					Tier1比率（A／G） 自己資本比率（F／G）				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額									
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額									
少数出資金融機関等の普通株式の額									
特定項目に係る10%基準超過額									
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額									
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
特定項目に係る15%基準超過額									
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額									
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
その他Tier1資本不足額									
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）									
普通株式等Tier1資本									
普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）									
その他Tier1資本に係る基礎項目									
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額									
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額									
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額									
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額									
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額									
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ）									
その他Tier1資本に係る調整項目									
自己保有その他Tier1資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第1号

改正案					現行				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額									
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額									
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額									
Tier2資本不足額									
その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）									
その他Tier1資本									
その他Tier1資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）									
Tier1資本									
Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）									
Tier2資本に係る基礎項目									
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額									
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額									
Tier2資本調達手段に係る負債の額									
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額									
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額									
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額									
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額									
うち、適格引当金Tier2算入額									
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）									
Tier2資本に係る調整項目									
自己保有Tier2資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額									
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額									
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額									
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額									
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第1号

改正案

現行

Tier2資本				
Tier2資本の額（（チ）－（リ）） （ヌ）				
総自己資本				
総自己資本合計（（ト）＋（ヌ）） （ル）				
リスク・アセット				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額（ヲ）				
自己資本比率				
普通株式等Tier1比率（（ハ）／（ヲ））		%		%
Tier1比率（（ト）／（ヲ））		%		%
総自己資本比率（（ル）／（ヲ））		%		%
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第1号

改正案

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

8 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

9 測及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

「国内基準に係る単体自己資本比率」

信用リスク・アセット算出手法					
(単位：百万円)					
項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
「非累積的永久優先株			進補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			進補完的項目（C）		
資本準備金			自己資本総額（A＋B＋C）		
その他資本剰余金			(D)		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			「負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他有価証券の評価差損	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
新株予約権			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
営業権相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス		
のれん相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	控除項目（E）		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	自己資本額（D－E）（F）		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△			
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）			資産（オン・バランス）項目		
繰延税金資産の控除金額	△	△	オフ・バランス取引等項目		
基本的項目（A）			マーケット・リスク相当額を8%除して得た額		
「償還を行う蓋然性を有する株式等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			信用リスク・アセット調整額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
一般貸倒引当金			リスク・アセット等計（G）		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			Tier1比率（A／G）		%
負債性資本調達手段等			自己資本比率（F／G）		%
「負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第 1 号

改正案	現行
(記載上の注意) 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。 2 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から繰渡価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 10 適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する適用をいう。)、中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。	(記載上の注意) 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。 2 海外営業拠点を有する銀行は「国際統一基準に係る単体自己資本比率」、海外営業拠点を有しない銀行は「国内基準に係る単体自己資本比率」を記載すること。 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から繰渡価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 10 適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。 (以下略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案

別紙様式第 1 号の 2（第 18 条第 1 項関係）

（略）

第 1 第 期中間事業概況書

1 ～ 5（略）

6 自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第1項）により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

現行

別紙様式第 1 号の 2（第 18 条第 1 項関係）

（略）

第 1 第 期中間事業概況書

1 ～ 5（略）

6 自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

（単位：百万円）

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備完の項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備完の項目（C）		
資本準備金					
その他資本剰余金			自己資本総額（A+B+C）		
利益準備金			（D）		
その他利益剰余金					
その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
営業権相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
のれん相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	控除項目（E）		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計					
（上記各項目の合計額）			自己資本額（D-E）（F）		
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目（A）			資産（オン・バランス）項目		
償還を行う蓋然性を有する株式等			オフ・バランス取引等項目		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			マーケット・リスク相当額を8%除して得た額		
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			オペレーショナル・リスク相当額を8%除して得た額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			信用リスク・アセット調整額		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			リスク・アセット等計（G）		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第1号の2

改正案					現行				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					補完的項目不算入額 補完的項目 (B)				
前払年金費用の額					Tier1比率 (A/G) 自己資本比率 (F/G)				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額									
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額									
少数出資金融機関等の普通株式の額									
特定項目に係る10%基準超過額									
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額									
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
特定項目に係る15%基準超過額									
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額									
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
その他Tier1資本不足額									
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)									
普通株式等Tier1資本									
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)									
その他Tier1資本に係る基礎項目									
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額									
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額									
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額									
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額									
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額									
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)									
その他Tier1資本に係る調整項目									
自己保有その他Tier1資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第1号の2

改正案

少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）				
Tier1資本				
Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）				
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）				

現行

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第1号の2

改正案					現行				
Tier2資本									
Tier2資本の額　（（チ）－（リ）） （ヌ）									
総自己資本									
総自己資本合計　（（ト）＋（ヌ）） （ル）									
リスク・アセット									
資産(オン・バランス)項目									
オフ・バランス取引等項目									
CVAリスク相当額を8%で除して得た額									
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額									
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額									
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額									
信用リスク・アセット調整額									
オペレーショナル・リスク相当額調整額									
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額									
リスク・アセットの額の合計額　（ヲ）									
自己資本比率									
普通株式等Tier1比率　（（ハ）／（ヲ））		%		%					
Tier1比率　（（ト）／（ヲ））		%		%					
総自己資本比率　（（ル）／（ヲ））		%		%					
調整項目に係る参考事項									
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額									
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額									
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額									
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額									
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項									
一般貸倒引当金の額									
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額									
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）									
適格引当金に係るTier2資本算入上限額									
資本調達手段に係る経過措置に関する事項									
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額									
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）									
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額									
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁告示第28号)をいう。

5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

8 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

9 溯及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間財務諸表の組替々(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替々をいう。)又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

「国内基準に係る単体自己資本比率」

信用リスク・アセット算出手法		
----------------	--	--

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備完済項目 (C)		
資本準備金			自己資本総額 (A+B+C)		
その他資本剰余金			(D)		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他			期限付劣後債務及び短期優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
社外流出予定額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
新株予約権			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI / O ストリップス		
営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
のれん相当額	△	△	控除項目 (E)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	自己資本額 (D-E) (F)		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△			
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	資産 (オン・バランス) 項目		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計 (上記各項目の合計額)	△	△	オフ・バランス取引等項目		
繰延税金資産の控除金額			マーケット・リスク相当額		
基本的項目 (A)			を8%で除して得た額		
償還を行う善然性を有する株式等			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			信用リスク・アセット調整額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
一般貸倒引当金			リスク・アセット等計 (G)		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			Tier1比率 (A / G)	%	%
負債性資本調達手段等			自己資本比率 (F / G)	%	%
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び短期優先株					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第 1 号の2

改正案	現行
(記載上の注意) 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。 2 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。 4 「その他の有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。 6 「その他の有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 10 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。 (以下略)	(記載上の注意) 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。 4 「その他の有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。 6 「その他の有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 10 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。 (以下略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第3号

改正案

別紙様式第3号（第18条第2項関係）

(日本工業規格A4)

(略)

第1第期 $\left[\begin{array}{l} \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日から} \\ \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日まで} \end{array}\right]$ 事業概況書

1～12（略）

13 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第1項）により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

現行

別紙様式第3号（第18条第2項関係）

(日本工業規格A4)

(略)

第1第期 $\left[\begin{array}{l} \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日から} \\ \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日まで} \end{array}\right]$ 事業概況書

1～12（略）

13 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積の永久優先株			準備金的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備金的項目（C）		
資本準備金					
その他資本剰余金			自己資本総額（A+B+C）		
利益準備金			(D)		
その他利益剰余金					
その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
営業権相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
のれん相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	控除項目（E）		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）			自己資本額（D-E）（F）		
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目（A）			資産（オン・バランス）項目		
償還を行う善然性を有する株式等			オフ・バランス取引等項目		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			信用リスク・アセット調整額		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			リスク・アセット等計（G）		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第3号

改正案					現行				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					補充的項目不算入額 補充的項目 (B)				
前払年金費用の額					Tier1比率 (A/G) 自己資本比率 (F/G)				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額									
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額									
少数出資金融機関等の普通株式の額									
特定項目に係る10%基準超過額									
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額									
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
特定項目に係る15%基準超過額									
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額									
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
その他Tier1資本不足額									
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)									
普通株式等Tier1資本									
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)									
その他Tier1資本に係る基礎項目									
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額									
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額									
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額									
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額									
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額									
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)									
その他Tier1資本に係る調整項目									
自己保有その他Tier1資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第3号

改正案

少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）				
Tier1資本				
Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）				
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）				

現行

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第3号

改正案

Tier2資本				
Tier2資本の額 $\frac{((\text{チ})-(\text{リ}))}{(\text{ヌ})}$				
総自己資本				
総自己資本合計 $\frac{((\text{ト})+(\text{ヌ}))}{(\text{ル})}$				
リスク・アセット				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
自己資本比率				
普通株式等Tier1比率 $\frac{((\text{ハ})-(\text{ヲ}))}{(\text{ヲ})}$		%		%
Tier1比率 $\frac{((\text{ト})-(\text{ヲ}))}{(\text{ヲ})}$		%		%
総自己資本比率 $\frac{((\text{ル})-(\text{ヲ}))}{(\text{ヲ})}$		%		%
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

現行

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第3号

改正案

(記載上の注意)

1

本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2

「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

3

「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4

「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

5

本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

6

「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

7

「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

8

単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

9

溯及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

「国内基準に係る単体自己資本比率」

			信用リスク・アセット算出手法		
				(単位：百万円)	
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
「非累積的永久優先株			準備完の項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備完の項目（C）		
資本準備金			自己資本総額（A＋B＋C）		
その他資本剰余金			（D）		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	経過措置による不算入額		
その他有価証券の評価差損	△	△	準備完の項目（C）		
新株予約権			自己資本総額（A＋B＋C）		
営業権相当額	△	△	（D）		
のれん相当額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
繰延税金資産の控除前の「基本項目」計（上記各項目の合計額）			経過措置による不算入額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	準備完の項目（C）		
基本項目（A）			自己資本総額（A＋B＋C）		
償還を行う蓋然性を有する株式等			（D）		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
一般貸倒引当金			期限付劣後債務及び期限付優先株		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			経過措置による不算入額		
負債性資本調達手段等			準備完の項目（C）		
負債性資本調達手段			自己資本総額（A＋B＋C）		
期限付劣後債務及び期限付優先株			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
			経過措置による不算入額		
			準備完の項目（C）		
			自己資本総額（A＋B＋C）		
			（D）		
			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		</

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第3号

<

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案

別紙様式第3号の2（第18条第2項関係）

（略）

第1第期
年 月 日から
年 月 日まで

事業概況書

1～13（略）

14 自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第1項）により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

現行

別紙様式第3号の2（第18条第2項関係）

（略）

第1第期
年 月 日から
年 月 日まで

事業概況書

1～13（略）

14 自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

（単位：百万円）

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備完了項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備完了項目（C）		
資本準備金					
その他資本剰余金			自己資本総額（A+B+C）		
利益準備金			（D）		
その他利益剰余金					
その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
営業権相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
のれん相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	控除項目（E）		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計			自己資本額（D-E）（F）		
（上記各項目の合計額）					
繰延税金資産の控除金額	△	△	資産（オン・バランス）項目		
基本的項目（A）			オフ・バランス取引等項目		
償還を行う善然性を有する株式等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			信用リスク・アセット調整額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
一般貸倒引当金			リスク・アセット等計（G）		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第3号の2

改正案					現行				
<u>負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額</u>									
					補充的項目不算入額	△	△	Tier1比率 (A/G)	%
<u>前払年金費用の額</u>					補充的項目 (B)			自己資本比率 (F/G)	%
<u>自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額</u>									
<u>意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額</u>									
<u>少数出資金融機関等の普通株式の額</u>									
<u>特定項目に係る10%基準超過額</u>									
<u>うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額</u>									
<u>うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額</u>									
<u>うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額</u>									
<u>特定項目に係る15%基準超過額</u>									
<u>うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額</u>									
<u>うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額</u>									
<u>うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額</u>									
<u>その他Tier1資本不足額</u>									
<u>普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)</u>									
普通株式等Tier1資本									
<u>普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)</u>									
その他Tier1資本に係る基礎項目									
<u>その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額</u>									
<u>その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額</u>									
<u>その他Tier1資本調達手段に係る負債の額</u>									
<u>特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額</u>									
<u>適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>									
<u>評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>									
<u>その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)</u>									
その他Tier1資本に係る調整項目									
<u>自己保有その他Tier1資本調達手段の額</u>									
<u>意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第3号の2

改正案

少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）				
Tier1資本				
Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）				
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）				

現行

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第3号の2

改正案					現行				
Tier2資本 Tier2資本の額 $\frac{((\text{チ})-(\text{リ}))-(\text{ヌ})}{}$ 繰自己資本 繰自己資本合計 $\frac{((\text{ト})+(\text{ヌ}))-(\text{ル})}{}$ リスク・アセット 資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引等項目 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額 オペレーショナル・リスク相当額調整額 調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 リスク・アセットの額の合計額 $\frac{(\text{ヲ})}{}$ 自己資本比率 普通株式等Tier1比率 $\frac{((\text{ハ})-(\text{ワ}))}{}$ Tier1比率 $\frac{((\text{ト})-(\text{ヲ}))}{}$ 繰自己資本比率 $\frac{((\text{ル})-(\text{ヲ}))}{}$ 調整項目に係る参考事項 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モータージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格引当金に係るTier2資本算入上限額 資本調達手段に係る経過措置に関する事項 適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) 適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額 適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案

現行

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。
- 5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 8 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 9 溯及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法					
(単位：百万円)					
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			進補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			進補完的項目（C）		
資本準備金			自己資本総額（A＋B＋C）		
その他資本剰余金			（D）		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他			期限付劣後債務及び短期優付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			のれん相当額		
社外流出予定額	△	△	企業結合により計上される無形固定資産相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△	証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△
新株予約権			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△
営業権相当額	△	△	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
のれん相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目（A）		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	一般貸倒引当金		
基本的項目（A）			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
償還を行う蓋然性を有する株式等			資産（オン・バランス）項目		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			オフ・バランス取引等項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			信用リスク・アセット調整額		
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計（G）		
期限付劣後債務及び期限付優先株			Tier1比率（A／G）		%
			自己資本比率（F／G）		%
補完的項目不算入額	△	△			
補完的項目（B）					

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。
- 5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 8 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 9 溯及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法					
(単位：百万円)					
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			進補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			進補完的項目（C）		
資本準備金			自己資本総額（A＋B＋C）		
その他資本剰余金			（D）		
利益準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他			期限付劣後債務及び短期優付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
自己株式申込証拠金			のれん相当額		
社外流出予定額	△	△	企業結合により計上される無形固定資産相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△	証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△
新株予約権			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△
営業権相当額	△	△	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
のれん相当額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目（A）		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
繰延税金資産の控除金額	△	△	一般貸倒引当金		
基本的項目（A）			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
償還を行う蓋然性を有する株式等			資産（オン・バランス）項目		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			オフ・バランス取引等項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			信用リスク・アセット調整額		
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計（G）		
期限付劣後債務及び期限付優先株			Tier1比率（A／G）		%
			自己資本比率（F／G）		%
補完的項目不算入額	△	△			
補完的項目（B）					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案	現行																																																																																								
(記載上の注意) 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。 2 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から繰渡価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 10 適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する適用をいう。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。	(記載上の注意) 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。 2 海外営業拠点を有する銀行は「国際統一基準に係る単体自己資本比率」、海外営業拠点を有しない銀行は「国内基準に係る単体自己資本比率」を記載すること。 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から繰渡価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 10 適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。																																																																																								
第2 第 期末(年 月 日現在) 貸借対照表	第2 第 期末(年 月 日現在) 貸借対照表																																																																																								
(単位：百万円)	(単位：百万円)																																																																																								
<table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>金 融 派 生 商 品</td><td></td><td>先 物 取 引 差 金 勘 定</td><td></td></tr><tr><td>金 融 商 品 等 差 入 担 保 金</td><td></td><td>借 入 商 品 債 券</td><td></td></tr><tr><td>社 債 発 行 費</td><td></td><td>借 入 特 定 取 引 有 価 証 券</td><td></td></tr><tr><td>リ ー ス 投 資 資 産</td><td></td><td>借 入 有 価 証 券</td><td></td></tr><tr><td>そ の 他 の 資 産</td><td></td><td>売 付 債 権</td><td></td></tr><tr><td>有 形 固 定 資 産</td><td></td><td>金 融 派 生 商 品</td><td></td></tr><tr><td>建 物</td><td></td><td>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</td><td></td></tr><tr><td>土 地</td><td></td><td>リ ー ス 債 務</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		金 融 派 生 商 品		先 物 取 引 差 金 勘 定		金 融 商 品 等 差 入 担 保 金		借 入 商 品 債 券		社 債 発 行 費		借 入 特 定 取 引 有 価 証 券		リ ー ス 投 資 資 産		借 入 有 価 証 券		そ の 他 の 資 産		売 付 債 権		有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品		建 物		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金		土 地		リ ー ス 債 務		(略)		(略)		<table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>金 融 派 生 商 品</td><td></td><td>先 物 取 引 差 金 勘 定</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>借 入 商 品 債 券</td><td></td></tr><tr><td>社 債 発 行 費</td><td></td><td>借 入 特 定 取 引 有 価 証 券</td><td></td></tr><tr><td>リ ー ス 投 資 資 産</td><td></td><td>借 入 有 価 証 券</td><td></td></tr><tr><td>そ の 他 の 資 産</td><td></td><td>売 付 債 権</td><td></td></tr><tr><td>有 形 固 定 資 産</td><td></td><td>金 融 派 生 商 品</td><td></td></tr><tr><td>建 物</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>土 地</td><td></td><td>リ ー ス 債 務</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		金 融 派 生 商 品		先 物 取 引 差 金 勘 定				借 入 商 品 債 券		社 債 発 行 費		借 入 特 定 取 引 有 価 証 券		リ ー ス 投 資 資 産		借 入 有 価 証 券		そ の 他 の 資 産		売 付 債 権		有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品		建 物				土 地		リ ー ス 債 務		(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																						
(略)		(略)																																																																																							
金 融 派 生 商 品		先 物 取 引 差 金 勘 定																																																																																							
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金		借 入 商 品 債 券																																																																																							
社 債 発 行 費		借 入 特 定 取 引 有 価 証 券																																																																																							
リ ー ス 投 資 資 産		借 入 有 価 証 券																																																																																							
そ の 他 の 資 産		売 付 債 権																																																																																							
有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品																																																																																							
建 物		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金																																																																																							
土 地		リ ー ス 債 務																																																																																							
(略)		(略)																																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																						
(略)		(略)																																																																																							
金 融 派 生 商 品		先 物 取 引 差 金 勘 定																																																																																							
		借 入 商 品 債 券																																																																																							
社 債 発 行 費		借 入 特 定 取 引 有 価 証 券																																																																																							
リ ー ス 投 資 資 産		借 入 有 価 証 券																																																																																							
そ の 他 の 資 産		売 付 債 権																																																																																							
有 形 固 定 資 産		金 融 派 生 商 品																																																																																							
建 物																																																																																									
土 地		リ ー ス 債 務																																																																																							
(略)		(略)																																																																																							
(記載上の注意)	(記載上の注意)																																																																																								
1～6 (略)	1～6 (略)																																																																																								
(以下略)	(以下略)																																																																																								

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号

改正案		現行	
別紙様式第4号（第18条第2項関係） （略） 第2 年 月 日現在 貸借対照表 （単位：百万円）		別紙様式第4号（第18条第2項関係） （略） 第2 年 月 日現在 貸借対照表 （単位：百万円）	
科 目	金 額	科 目	金 額
（略）		（略）	
先物取引差入証拠金		金 融 派 生 商 品	
先物取引差金勘定		<u>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</u>	
保管有価証券等		<u>リ ー ス 債 務</u>	
金 融 派 生 商 品		資 産 除 去 債 務	
<u>金 融 商 品 等 差 入 担 保 金</u>		そ の 他 の 負 債	
<u>リ ー ス 投 資 資 産</u>		賞 与 引 当 金	
（略）		（略）	
（記載上の注意） 1～6 （略）		（記載上の注意） 1～6 （略）	
（以下略）		（以下略）	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案		現行							
別紙様式第4号の2（第18条第2項関係） （略） 第2 年 月 日現在 貸借対照表 （単位：百万円）		別紙様式第4号の2（第18条第2項関係） （略） 第2 年 月 日現在 貸借対照表 （単位：百万円）							
<table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（略） 金 融 派 生 商 品 <u>金 融 商 品 等 差 入 担 保 金</u> <u>リ ー ス 投 資 資 産</u> そ の 他 の 資 産 有 形 固 定 資 産 （略）</td><td></td></tr></table> （記載上の注意） 1 ～ 6 （略） （以下略）	科 目	金 額	（略） 金 融 派 生 商 品 <u>金 融 商 品 等 差 入 担 保 金</u> <u>リ ー ス 投 資 資 産</u> そ の 他 の 資 産 有 形 固 定 資 産 （略）		<table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（略） 借 入 有 価 証 券 売 付 債 券 金 融 派 生 商 品 <u>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</u> <u>リ ー ス 債 務</u> （略）</td><td></td></tr></table>	科 目	金 額	（略） 借 入 有 価 証 券 売 付 債 券 金 融 派 生 商 品 <u>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</u> <u>リ ー ス 債 務</u> （略）	
科 目	金 額								
（略） 金 融 派 生 商 品 <u>金 融 商 品 等 差 入 担 保 金</u> <u>リ ー ス 投 資 資 産</u> そ の 他 の 資 産 有 形 固 定 資 産 （略）									
科 目	金 額								
（略） 借 入 有 価 証 券 売 付 債 券 金 融 派 生 商 品 <u>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</u> <u>リ ー ス 債 務</u> （略）									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第5号

改正案

別紙様式第5号（第18条第3項関係）

(日本工業規格A4)

(略)

第1

年 月 日から

年 月 日まで

中間事業概況書

1、2（略）

3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第1項）により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第1項）により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				

現行

別紙様式第5号（第18条第3項関係）

(日本工業規格A4)

(略)

第1

年 月 日から

年 月 日まで

中間事業概況書

1、2（略）

3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積の永久優先株			準備完の項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備完の項目（C）		
資本剰余金			自己資本総額（A+B+C）		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップ		
繰延税金資産の控除金額	△	△	控除項目不算入額	△	△
基本的項目（A）			控除項目（E）		
償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額（D-E）（F）		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			資産（オン・バランス）項目		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引等項目		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	△	△
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案

繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額		/		/
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）		/		/
普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		/		/
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額		/		/
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		/		/
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		/		/

現行

			オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク 相当額調整額		
補充的項目不算入額	△	△	リスク・アセット等計（G） Tier1比率（A／G）	%	%
補充的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第5号

改正案					現行
<u>その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第1項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ）</u>					
<u>その他Tier1資本に係る調整項目</u>					
<u>自己保有その他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>Tier2資本不足額</u>					
<u>その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）</u>					
<u>その他Tier1資本</u>					
<u>その他Tier1資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）</u>					
<u>Tier1資本</u>					
<u>Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）</u>					
<u>Tier2資本に係る基礎項目</u>					
<u>Tier2資本調達手段に係る株主資本の額</u>					
<u>Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額</u>					
<u>Tier2資本調達手段に係る負債の額</u>					
<u>特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額</u>					
<u>Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額</u>					
<u>適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>					
<u>うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額</u>					
<u>うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額</u>					
<u>一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額</u>					
<u>うち、一般貸倒引当金Tier2算入額</u>					
<u>うち、適格引当金Tier2算入額</u>					
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第5号

改正案

その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第1項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）				
Tier2資本				
Tier2資本の額（（チ）－（リ））（ス）				
総自己資本				
総自己資本合計（（ト）＋（ス））（ル）				
リスク・アセット				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額（ワ）				
連結自己資本比率				
連結普通株式等Tier1比率（（ハ）／（ワ））		%		%
連結Tier1比率（（ト）／（ワ））		%		%
連結総自己資本比率（（ル）／（ワ））		%		%
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				

現行

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案

Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

8 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

9 溯及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

「国内基準に係る連結自己資本比率」

信用リスク・アセット算出手法					
(単位：百万円)					
項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備完的項目（C）		
資本剰余金			自己資本総額（A+B+C）		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連連法人等の資本調達手段		
新株予約権					
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			

現行

信用リスク・アセット算出手法					
(単位：百万円)					
項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備完的項目（C）		
資本剰余金			自己資本総額（A+B+C）		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連連法人等の資本調達手段		
新株予約権					
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第5号

改正案						現行					
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）			繰延税金資産の控除金額			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
基本的項目（A）			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI／Oストリップス			基本的項目（A）			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI／Oストリップス		
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目不算入額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目不算入額	△	△
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目（E）			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目（E）		
一般貸倒引当金			自己資本額（D－E）（F）			一般貸倒引当金			自己資本額（D－E）（F）		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			資産（オン・バランス）項目			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			資産（オン・バランス）項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目			負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額						信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額						オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（G）						リスク・アセット等計（G）		
補充的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）		%	補充的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）		%
補充的項目（B）			自己資本比率（F／G）		%	補充的項目（B）			自己資本比率（F／G）		%
（記載上の注意） 1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。 2 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。 3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。 6 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。 7 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 10 測及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する測及適用をいう。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。						（記載上の注意） 1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。 2 海外営業拠点を有する銀行は「国際統一基準に係る連結自己資本比率」、海外営業拠点を有しない銀行は「国内基準に係る連結自己資本比率」を記載すること。 3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。 6 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。 7 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 10 測及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。					
(以下略)						(以下略)					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案

別紙様式第5号の2（第18条第4項関係）
（略）
第1

年

月

日から

年

月

日まで

事業概況書

1、2 （略）

3 連結自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第1項）により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第1項）により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				

現行

別紙様式第5号の2（第18条第4項関係）
（略）
第1

年

月

日から

年

月

日まで

事業概況書

1、2 （略）

3 連結自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

（単位：百万円）

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備完済項目（C）		
資本剰余金			自己資本総額（A+B+C）		
利益剰余金			（D）		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
のれん相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）			控除項目不算入額	△	△
繰延税金資産の控除金額	△	△	控除項目（E）		
基本的項目（A）			自己資本額（D-E）（F）		
償還を行う蓋然性を有する株式等					
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			資産（オン・バランス）項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引等項目		
一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案

繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				

現行

			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（G）		
補充的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）	%	%
補充的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第5号の2

改正案					現行
<u>その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第1項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ）</u>					
<u>その他Tier1資本に係る調整項目</u>					
<u>自己保有その他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>Tier2資本不足額</u>					
<u>その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）</u>					
<u>その他Tier1資本</u>					
<u>その他Tier1資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）</u>					
<u>Tier1資本</u>					
<u>Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）</u>					
<u>Tier2資本に係る基礎項目</u>					
<u>Tier2資本調達手段に係る株主資本の額</u>					
<u>Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額</u>					
<u>Tier2資本調達手段に係る負債の額</u>					
<u>特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額</u>					
<u>Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額</u>					
<u>適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>					
<u>うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額</u>					
<u>うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額</u>					
<u>一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額</u>					
<u>うち、一般貸倒引当金Tier2算入額</u>					
<u>うち、適格引当金Tier2算入額</u>					
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第5号の2

改正案					現行				
その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第1項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）									
Tier2資本に係る調整項目									
自己保有Tier2資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額									
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額									
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額									
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額									
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）									
Tier2資本									
Tier2資本の額（（チ）－（リ）） （ヌ）									
総自己資本									
総自己資本合計（（ト）＋（ヌ）） （ル）									
リスク・アセット									
資産(オン・バランス)項目									
オフ・バランス取引等項目									
CVAリスク相当額を8%で除して得た額									
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額									
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額									
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額									
信用リスク・アセット調整額									
オペレーショナル・リスク相当額調整額									
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額									
リスク・アセットの額の合計額（ワ）									
連結自己資本比率									
連結普通株式等Tier1比率（（ハ）／（ワ））		%		%					
連結Tier1比率（（ト）／（ワ））		%		%					
連結総自己資本比率（（ル）／（ワ））		%		%					
調整項目に係る参考事項									
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額									
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額									
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限り。）に係る調整項目不算入額									
繰延税金資産（一時差異に係るものに限り。）に係る調整項目不算入額									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案					現行																																																																																																																																																																																		
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 <table><tr><td>一般貸倒引当金の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適格引当金に係るTier2資本算入上限額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 資本調達手段に係る経過措置に関する事項 <table><tr><td>適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										一般貸倒引当金の額					一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額					内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					適格引当金に係るTier2資本算入上限額					適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）																																																																																																																																										
一般貸倒引当金の額																																																																																																																																																																																							
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額																																																																																																																																																																																							
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）																																																																																																																																																																																							
適格引当金に係るTier2資本算入上限額																																																																																																																																																																																							
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額																																																																																																																																																																																							
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）																																																																																																																																																																																							
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額																																																																																																																																																																																							
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）																																																																																																																																																																																							
（記載上の注意） 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。 2 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。 5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。 6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。 7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。 8 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 9 溯及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。																																																																																																																																																																																							
「国内基準に係る連結自己資本比率」 <table><tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">信用リスク・アセット算出手法</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">(単位：百万円)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>項目</td><td>前期末</td><td>当期末</td><td>項目</td><td>前期末</td><td>当期末</td><td>項目</td><td>前期末</td><td>当期末</td></tr><tr><td>資本金</td><td></td><td></td><td>短期劣後債務</td><td></td><td></td><td>資本金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非累積的永久優先株</td><td></td><td></td><td>準備完済項目不算入額</td><td>△</td><td>△</td><td>非累積的永久優先株</td><td></td><td></td></tr><tr><td>新株式申込証拠金</td><td></td><td></td><td>準備完済項目（C）</td><td></td><td></td><td>新株式申込証拠金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資本剰余金</td><td></td><td></td><td>自己資本総額（A＋B＋C）</td><td></td><td></td><td>資本剰余金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>利益剰余金</td><td></td><td></td><td>（D）</td><td></td><td></td><td>利益剰余金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自己株式</td><td>△</td><td>△</td><td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td><td></td><td></td><td>自己株式</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>自己株式申込証拠金</td><td></td><td></td><td>負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td><td></td><td></td><td>自己株式申込証拠金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>社外流出予定額</td><td>△</td><td>△</td><td>期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの</td><td></td><td></td><td>社外流出予定額</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>その他有価証券の評価差損</td><td>△</td><td>△</td><td>短期劣後債務及びこれに準ずるもの</td><td></td><td></td><td>その他有価証券の評価差損</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>為替換算調整勘定</td><td></td><td></td><td>連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段</td><td></td><td></td><td>為替換算調整勘定</td><td></td><td></td></tr><tr><td>新株予約権</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>新株予約権</td><td></td><td></td></tr><tr><td>連結子法人等の少数株主持分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>連結子法人等の少数株主持分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券</td><td></td><td></td></tr><tr><td>営業権相当額</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td>営業権相当額</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>のれん相当額</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td>のれん相当額</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>企業結合により計上される無形固定資産相当額</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td>企業結合により計上される無形固定資産相当額</td><td>△</td><td>△</td></tr></table>													信用リスク・アセット算出手法								(単位：百万円)					項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末	資本金			短期劣後債務			資本金			非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			新株式申込証拠金			準備完済項目（C）			新株式申込証拠金			資本剰余金			自己資本総額（A＋B＋C）			資本剰余金			利益剰余金			（D）			利益剰余金			自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			自己株式	△	△	自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			自己株式申込証拠金			社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			社外流出予定額	△	△	その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの			その他有価証券の評価差損	△	△	為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			為替換算調整勘定			新株予約権						新株予約権			連結子法人等の少数株主持分						連結子法人等の少数株主持分			うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券						うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			営業権相当額	△	△				営業権相当額	△	△	のれん相当額	△	△				のれん相当額	△	△	企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△				企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△					
			信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																																																																				
			(単位：百万円)																																																																																																																																																																																				
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末																																																																																																																																																																															
資本金			短期劣後債務			資本金																																																																																																																																																																																	
非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株																																																																																																																																																																																	
新株式申込証拠金			準備完済項目（C）			新株式申込証拠金																																																																																																																																																																																	
資本剰余金			自己資本総額（A＋B＋C）			資本剰余金																																																																																																																																																																																	
利益剰余金			（D）			利益剰余金																																																																																																																																																																																	
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			自己株式	△	△																																																																																																																																																																															
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			自己株式申込証拠金																																																																																																																																																																																	
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			社外流出予定額	△	△																																																																																																																																																																															
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの			その他有価証券の評価差損	△	△																																																																																																																																																																															
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			為替換算調整勘定																																																																																																																																																																																	
新株予約権						新株予約権																																																																																																																																																																																	
連結子法人等の少数株主持分						連結子法人等の少数株主持分																																																																																																																																																																																	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券						うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券																																																																																																																																																																																	
営業権相当額	△	△				営業権相当額	△	△																																																																																																																																																																															
のれん相当額	△	△				のれん相当額	△	△																																																																																																																																																																															
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△				企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△																																																																																																																																																																															

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第10号) 別紙様式第5号の2

改正案						現行					
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）						繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）					
繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
基本的項目（A）			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/0ストリップス			基本的項目（A）			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/0ストリップス		
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目不算入額	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目不算入額	△	△
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目（E）			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目（E）		
一般貸倒引当金						一般貸倒引当金					
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			自己資本額（D－E）（F）			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			自己資本額（D－E）（F）		
負債性資本調達手段等			資産（オン・バランス）項目			負債性資本調達手段等			負債性資本調達手段等		
負債性資本調達手段			オフ・バランス取引等項目			負債性資本調達手段			負債性資本調達手段		
期限付劣後債務及び期限付優先株			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			期限付劣後債務及び期限付優先株			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額						オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額						信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額						オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（G）						リスク・アセット等計（G）		
補充的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）		%	補充的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）		%
補充的項目（B）			自己資本比率（F／G）		%	補充的項目（B）			自己資本比率（F／G）		%
(記載上の注意)						(記載上の注意)					
1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。						1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。					
2 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。						2 海外営業拠点を有する銀行は「国際統一基準に係る連結自己資本比率」、海外営業拠点を有しない銀行は「国内基準に係る連結自己資本比率」を記載すること。					
3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。						3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。					
4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。						4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。					
5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。						5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。					
6 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。						6 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。					
7 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。						7 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。					
8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。						8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。					
繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。						繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。					
9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。						9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。					
10 適及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する適及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。						10 適及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する適及適用をいう。以下この様式において同じ。））、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。					
(以下略)						(以下略)					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の3

改正案	現行																
別紙様式第6号の3（第19条第1項及び第6項関係） 第1期決算公告 （略） 貸借対照表（ 年 月 日現在） （単位：百万円） <table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（略） 金 融 派 生 商 品 金 融 商 品 等 差 入 担 保 金 社 債 発 行 費 （略）</td><td></td><td>（略） 金 融 派 生 商 品 金 融 商 品 等 受 入 担 保 金 リ ー ス 債 務 （略）</td><td></td></tr></table> （記載上の注意） 1～6（略） （以下略）	科 目	金 額	科 目	金 額	（略） 金 融 派 生 商 品 金 融 商 品 等 差 入 担 保 金 社 債 発 行 費 （略）		（略） 金 融 派 生 商 品 金 融 商 品 等 受 入 担 保 金 リ ー ス 債 務 （略）		別紙様式第6号の3（第19条第1項及び第6項関係） 第1期決算公告 （略） 貸借対照表（ 年 月 日現在） （単位：百万円） <table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（略） 金 融 派 生 商 品 社 債 発 行 費 （略）</td><td></td><td>（略） 金 融 派 生 商 品 リ ー ス 債 務 （略）</td><td></td></tr></table> （記載上の注意） 1～6（略） （以下略）	科 目	金 額	科 目	金 額	（略） 金 融 派 生 商 品 社 債 発 行 費 （略）		（略） 金 融 派 生 商 品 リ ー ス 債 務 （略）	
科 目	金 額	科 目	金 額														
（略） 金 融 派 生 商 品 金 融 商 品 等 差 入 担 保 金 社 債 発 行 費 （略）		（略） 金 融 派 生 商 品 金 融 商 品 等 受 入 担 保 金 リ ー ス 債 務 （略）															
科 目	金 額	科 目	金 額														
（略） 金 融 派 生 商 品 社 債 発 行 費 （略）		（略） 金 融 派 生 商 品 リ ー ス 債 務 （略）															

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の4

改正案				現行			
別紙様式第6号の4（第19条第1項及び第6項関係）				別紙様式第6号の4（第19条第1項及び第6項関係）			
第1 第 期 決 算 公 告				第1 第 期 決 算 公 告			
(略)				(略)			
貸借対照表（ 年 月 日現在）				貸借対照表（ 年 月 日現在）			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科 目		金 額	科 目	金 額	科 目		金 額
(略)			(略)		(略)		
金 融 派 生 商 品			先 物 取 引 差 金 勘 定		金 融 派 生 商 品		
<u>金 融 商 品 等 差 入 担 保 金</u>			借 入 商 品 債 券		<u>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</u>		
<u>社 債 発 行 費</u>			借 入 特 定 取 引 有 価 証 券		<u>社 債 発 行 費</u>		
リ ー ス 投 資 資 産			借 入 有 価 証 券		リ ー ス 投 資 資 産		
そ の 他 の 資 産			売 付 債 権		そ の 他 の 資 産		
有 形 固 定 資 産			金 融 派 生 商 品		有 形 固 定 資 産		
建			<u>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</u>		建		
土			<u>リ ー ス 債 務</u>		土		
(略)			(略)		(略)		
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 ～ 6 (略)				1 ～ 6 (略)			
(以下略)				(以下略)			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の3

改正案	現行																																																																								
別紙様式第7号の3（第19条第1項及び第6項関係） 第1期決算公告 （略） 貸借対照表（ 年 月 日現在） （単位：百万円）	別紙様式第7号の3（第19条第1項及び第6項関係） 第1期決算公告 （略） 貸借対照表（ 年 月 日現在） （単位：百万円）																																																																								
<table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>先物取引差入証拠金</td><td></td><td>金融派生商品</td><td></td></tr><tr><td>先物取引差金勘定</td><td></td><td><u>金融商品等受入担保金</u></td><td></td></tr><tr><td>保管有価証券等</td><td></td><td><u>リース債務</u></td><td></td></tr><tr><td>金融派生商品</td><td></td><td>資産除去債務</td><td></td></tr><tr><td><u>金融商品等差入担保金</u></td><td></td><td>その他の負債</td><td></td></tr><tr><td><u>リース投資資産</u></td><td></td><td>賞与引当金</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr></table>	科 目	金 額	科 目	金 額	（略）		（略）		先物取引差入証拠金		金融派生商品		先物取引差金勘定		<u>金融商品等受入担保金</u>		保管有価証券等		<u>リース債務</u>		金融派生商品		資産除去債務		<u>金融商品等差入担保金</u>		その他の負債		<u>リース投資資産</u>		賞与引当金		（略）		（略）		<table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>先物取引差入証拠金</td><td></td><td>金融派生商品</td><td></td></tr><tr><td>先物取引差金勘定</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>保管有価証券等</td><td></td><td><u>リース債務</u></td><td></td></tr><tr><td>金融派生商品</td><td></td><td>資産除去債務</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>その他の負債</td><td></td></tr><tr><td><u>リース投資資産</u></td><td></td><td>賞与引当金</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr></table>	科 目	金 額	科 目	金 額	（略）		（略）		先物取引差入証拠金		金融派生商品		先物取引差金勘定				保管有価証券等		<u>リース債務</u>		金融派生商品		資産除去債務				その他の負債		<u>リース投資資産</u>		賞与引当金		（略）		（略）	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
（略）		（略）																																																																							
先物取引差入証拠金		金融派生商品																																																																							
先物取引差金勘定		<u>金融商品等受入担保金</u>																																																																							
保管有価証券等		<u>リース債務</u>																																																																							
金融派生商品		資産除去債務																																																																							
<u>金融商品等差入担保金</u>		その他の負債																																																																							
<u>リース投資資産</u>		賞与引当金																																																																							
（略）		（略）																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
（略）		（略）																																																																							
先物取引差入証拠金		金融派生商品																																																																							
先物取引差金勘定																																																																									
保管有価証券等		<u>リース債務</u>																																																																							
金融派生商品		資産除去債務																																																																							
		その他の負債																																																																							
<u>リース投資資産</u>		賞与引当金																																																																							
（略）		（略）																																																																							
（記載上の注意） 1～6（略）	（記載上の注意） 1～6（略）																																																																								
（以下略）	（以下略）																																																																								

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の4

改正案	現行																																																												
別紙様式第7号の4（第19条第1項及び第6項関係） 第1 第 期 決 算 公 告 （略） 貸借対照表（ 年 月 日現在） （単位：百万円）	別紙様式第7号の4（第19条第1項及び第6項関係） 第1 第 期 決 算 公 告 （略） 貸借対照表（ 年 月 日現在） （単位：百万円）																																																												
<table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>金 融 派 生 商 品</td><td></td><td>借 入 有 価 証 券</td><td></td></tr><tr><td><u>金 融 商 品 等 差 入 担 保 金</u></td><td></td><td>売 付 債 券</td><td></td></tr><tr><td><u>リ ー ス 投 資 資 産</u></td><td></td><td>金 融 派 生 商 品</td><td></td></tr><tr><td>そ の 他 の 資 産</td><td></td><td><u>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</u></td><td></td></tr><tr><td>有 形 固 定 資 産</td><td></td><td><u>リ ー ス 債 務</u></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr></table>	科 目	金 額	科 目	金 額	（略）		（略）		金 融 派 生 商 品		借 入 有 価 証 券		<u>金 融 商 品 等 差 入 担 保 金</u>		売 付 債 券		<u>リ ー ス 投 資 資 産</u>		金 融 派 生 商 品		そ の 他 の 資 産		<u>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</u>		有 形 固 定 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>		（略）		（略）		<table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>金 融 派 生 商 品</td><td></td><td>借 入 有 価 証 券</td><td></td></tr><tr><td><u>リ ー ス 投 資 資 産</u></td><td></td><td>売 付 債 券</td><td></td></tr><tr><td>そ の 他 の 資 産</td><td></td><td>金 融 派 生 商 品</td><td></td></tr><tr><td>有 形 固 定 資 産</td><td></td><td><u>リ ー ス 債 務</u></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr></table>	科 目	金 額	科 目	金 額	（略）		（略）		金 融 派 生 商 品		借 入 有 価 証 券		<u>リ ー ス 投 資 資 産</u>		売 付 債 券		そ の 他 の 資 産		金 融 派 生 商 品		有 形 固 定 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>		（略）		（略）	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																										
（略）		（略）																																																											
金 融 派 生 商 品		借 入 有 価 証 券																																																											
<u>金 融 商 品 等 差 入 担 保 金</u>		売 付 債 券																																																											
<u>リ ー ス 投 資 資 産</u>		金 融 派 生 商 品																																																											
そ の 他 の 資 産		<u>金 融 商 品 等 受 入 担 保 金</u>																																																											
有 形 固 定 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>																																																											
（略）		（略）																																																											
科 目	金 額	科 目	金 額																																																										
（略）		（略）																																																											
金 融 派 生 商 品		借 入 有 価 証 券																																																											
<u>リ ー ス 投 資 資 産</u>		売 付 債 券																																																											
そ の 他 の 資 産		金 融 派 生 商 品																																																											
有 形 固 定 資 産		<u>リ ー ス 債 務</u>																																																											
（略）		（略）																																																											
（記載上の注意） 1～6 （略）	（記載上の注意） 1～6 （略）																																																												
（以下略）	（以下略）																																																												

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 1 1 号

改正案

別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4) (略)

第 1 第 期中

年 月 日から 年 月 日まで

 中間事業概況書

1 ~ 4 (略)

5 連結自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位: 百万円)

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額 (△)				
うち、社外流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第3項) により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第6条第2項) により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額				

現行

別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4) (略)

第 1 第 期中

年 月 日から 年 月 日まで

 中間事業概況書

1 ~ 4 (略)

5 連結自己資本比率の状況 [第一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位: 百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積の永久優先株			準備金的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備金的項目 (C)		
資本剰余金					
利益剰余金			自己資本総額 (A+B+C) (D)		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの負債性に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計 (上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目 (A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つL/O ストリップ		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目不算入額	△	△
一般貸倒引当金			控除項目 (E)		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			自己資本額 (D-E) (F)		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			資産 (オン・バランス) 項目		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オフ・バランス取引等項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	△	△

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案

繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				

現行

			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（G）		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第 1 1 号

改正案					現行
<u>その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第4項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>その他Tier1資本に係る基礎項目の額（二）</u>					
<u>その他Tier1資本に係る調整項目</u>					
<u>自己保有その他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>Tier2資本不足額</u>					
<u>その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）</u>					
<u>その他Tier1資本</u>					
<u>その他Tier1資本の額（（二）－（ホ））（ヘ）</u>					
<u>Tier1資本</u>					
<u>Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）</u>					
<u>Tier2資本に係る基礎項目</u>					
<u>Tier2資本調達手段に係る株主資本の額</u>					
<u>Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額</u>					
<u>Tier2資本調達手段に係る負債の額</u>					
<u>特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額</u>					
<u>Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額</u>					
<u>適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>					
<u>うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額</u>					
<u>うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額</u>					
<u>一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額</u>					
<u>うち、一般貸倒引当金Tier2算入額</u>					
<u>うち、適格引当金Tier2算入額</u>					
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第4項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第 1 1 号

改正案

その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第4項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本改正告示附則第7条第4項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）				
Tier2資本				
Tier2資本の額（（チ）－（リ））（ヌ）				
総自己資本				
総自己資本合計（（ト）＋（ヌ））（ル）				
リスク・アセット				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額（ワ）				
連結自己資本比率				
連結普通株式等Tier1比率（（ハ）／（ワ））		%		%
連結Tier1比率（（ト）／（ワ））		%		%
連結総自己資本比率（（ル）／（ワ））		%		%
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				

現行

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 1 1 号

Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びビリアル向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				

資本調達手段に係る経過措置に関する事項

適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

2 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。

3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。

5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第3項又は第7条第3項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

8 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

9 溯及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

「国内基準に係る連結自己資本比率」

			信用リスク・アセット算出手法		
			(単位：百万円)		
項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備完済項目（C）		
資本剰余金			自己資本総額（A+B+C）		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
新株予約権					
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			

現行

			信用リスク・アセット算出手法		
			(単位：百万円)		
項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備完済項目（C）		
資本剰余金			自己資本総額（A+B+C）		
利益剰余金			(D)		
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
新株予約権					
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案

証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
繰延税金資産の控除金額	△	△	繰延税金資産の控除金額		
基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
一般貸倒引当金			一般貸倒引当金		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（G）		
補充的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）		%
補充的項目（B）			自己資本比率（F／G）		%

(記載上の注意)

1

本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2

本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社が記載するものとする。

3

「その他の有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

4

「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

5

「その他の有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45％」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

6

連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7

平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算上限額を欄外に記載すること。
繰延税金資産の算上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20％を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

8

「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

9

測及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する測及適用をいう。）
中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

現行

証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
繰延税金資産の控除金額	△	△	繰延税金資産の控除金額		
基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
一般貸倒引当金			一般貸倒引当金		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
補充的項目不算入額	△	△	自己資本額（D－E）（F）		
補充的項目（B）			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本額（D－E）（F）		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			基本的項目（A） 償還を行う蓋然性を有する株式等		
			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
			一般貸倒引当金		
			内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額		
			負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限付優先株		
			資産（オン・バランス）項目 オフ・バランス取引等項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 信用リスク・アセット調整額		
			自己資本比率（F／G）		%
			Tier1比率（A／G）		%
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		
			繰延税金資産の控除金額		
			繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）		

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案

別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4) (略)

第 1 第 期

年 月 日から
年 月 日まで

 事業概況書

1 ～ 7 (略)

8 連結自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額 (△)				
うち、社外流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第3項) により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第6条第2項) により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				

現行

別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4) (略)

第 1 第 期

年 月 日から
年 月 日まで

 事業概況書

1 ～ 7 (略)

8 連結自己資本比率の状況
〔第一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積の永久優先株			準備金的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準備金的項目 (C)		
資本剰余金					
利益剰余金			自己資本総額 (A+B+C)		
自己株式	△	△	(D)		
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
為替換算調整勘定			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
連結子法人等の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計 (上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目 (A)			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
償還を行う蓋然性を有する株式等			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つL/Oストリップス		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			控除項目不算入額	△	△
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目 (E)		
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			自己資本額 (D-E) (F)		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			資産 (オン・バランス) 項目		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オフ・バランス取引等項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	△	△

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案

繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				

現行

			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
補完的項目不算入額	△	△	リスク・アセット等計（G）		
補完的項目（B）			Tier1比率（A／G）	%	%
			自己資本比率（F／G）	%	%

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第 12 号

改正案					現行
<u>その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第4項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>その他Tier1資本に係る基礎項目の額（二）</u>					
<u>その他Tier1資本に係る調整項目</u>					
<u>自己保有その他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額</u>					
<u>調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額</u>					
<u>Tier2資本不足額</u>					
<u>その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）</u>					
<u>その他Tier1資本</u>					
<u>その他Tier1資本の額（（二）－（ホ））（ヘ）</u>					
<u>Tier1資本</u>					
<u>Tier1資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）</u>					
<u>Tier2資本に係る基礎項目</u>					
<u>Tier2資本調達手段に係る株主資本の額</u>					
<u>Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額</u>					
<u>Tier2資本調達手段に係る負債の額</u>					
<u>特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額</u>					
<u>Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額</u>					
<u>適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>					
<u>うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額</u>					
<u>うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額</u>					
<u>一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額</u>					
<u>うち、一般貸倒引当金Tier2算入額</u>					
<u>うち、適格引当金Tier2算入額</u>					
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第4項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>					

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

別紙様式第 12 号

改正案					現行				
その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第4項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）									
Tier2資本に係る調整項目									
自己保有Tier2資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額									
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額									
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額									
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額									
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）									
Tier2資本									
Tier2資本の額（（チ）－（リ）） （ヌ）									
総自己資本									
総自己資本合計（（ト）＋（ヌ）） （ル）									
リスク・アセット									
資産（オン・バランス）項目									
オフ・バランス取引等項目									
CVAリスク相当額を8%で除して得た額									
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額									
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額									
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額									
信用リスク・アセット調整額									
オペレーショナル・リスク相当額調整額									
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第4項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額									
リスク・アセットの額の合計額（ワ）									
連結自己資本比率									
連結普通株式等Tier1比率（（ハ）／（ワ））		%		%					
連結Tier1比率（（ト）／（ワ））		%		%					
連結総自己資本比率（（ル）／（ワ））		%		%					
調整項目に係る参考事項									
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額									
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額									
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額									
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額									

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案					現行																																																																																																																											
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 <table><tr><td>一般貸倒引当金の額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適格引当金に係るTier2資本算入上限額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 資本調達手段に係る経過措置に関する事項 <table><tr><td>適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										一般貸倒引当金の額					一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額					内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					適格引当金に係るTier2資本算入上限額					適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）																																																																																			
一般貸倒引当金の額																																																																																																																																
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額																																																																																																																																
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）																																																																																																																																
適格引当金に係るTier2資本算入上限額																																																																																																																																
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額																																																																																																																																
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）																																																																																																																																
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額																																																																																																																																
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）																																																																																																																																
（記載上の注意） 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。 2 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率をいう。 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。 4 「自己資本比率改正告示」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁告示第28号）をいう。 5 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第3項又は第7条第3項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。 6 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。 7 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。 8 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。 9 適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する適用をいう。以下この様式において同じ。） 連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。																																																																																																																																
「国内基準に係る連結自己資本比率」 <table><tr><td colspan="3">信用リスク・アセット算出手法</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="6">（単位：百万円）</td></tr><tr><td>項目</td><td>前期末</td><td>当期末</td><td>項目</td><td>前期末</td><td>当期末</td></tr><tr><td>資本金</td><td></td><td></td><td>短期劣後債務</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非累積的永久優先株</td><td></td><td></td><td>準備完済項目不算入額</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>新株式申込証拠金</td><td></td><td></td><td>準備完済項目（C）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資本剰余金</td><td></td><td></td><td>自己資本総額（A＋B＋C）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>利益剰余金</td><td></td><td></td><td>（D）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自己株式</td><td>△</td><td>△</td><td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自己株式申込証拠金</td><td></td><td></td><td>負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>社外流出予定額</td><td>△</td><td>△</td><td>期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他有価証券の評価差損</td><td>△</td><td>△</td><td>短期劣後債務及びこれに準ずるもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>為替換算調整勘定</td><td></td><td></td><td>連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>新株予約権</td><td></td><td></td><td>金融業務を営む関連法人等の資本調達手段</td><td></td><td></td></tr><tr><td>連結子法人等の少数株主持分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>営業権相当額</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>のれん相当額</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>企業結合により計上される無形固定資産相当額</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										信用リスク・アセット算出手法						（単位：百万円）						項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末	資本金			短期劣後債務			非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	△	△	新株式申込証拠金			準備完済項目（C）			資本剰余金			自己資本総額（A＋B＋C）			利益剰余金			（D）			自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの			為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等			新株予約権			金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			連結子法人等の少数株主持分						うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券						営業権相当額	△	△				のれん相当額	△	△				企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△								
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																
（単位：百万円）																																																																																																																																
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末																																																																																																																											
資本金			短期劣後債務																																																																																																																													
非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	△	△																																																																																																																											
新株式申込証拠金			準備完済項目（C）																																																																																																																													
資本剰余金			自己資本総額（A＋B＋C）																																																																																																																													
利益剰余金			（D）																																																																																																																													
自己株式	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																																																													
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																																																													
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの																																																																																																																													
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの																																																																																																																													
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等																																																																																																																													
新株予約権			金融業務を営む関連法人等の資本調達手段																																																																																																																													
連結子法人等の少数株主持分																																																																																																																																
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券																																																																																																																																
営業権相当額	△	△																																																																																																																														
のれん相当額	△	△																																																																																																																														
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△																																																																																																																														

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）					
繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
償還を行う蓋然性を有する株式等			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI／Oストリップス		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目不算入額	△	△
一般貸倒引当金			控除項目（E）		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			自己資本額（D－E）（F）		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			資産（オン・バランス）項目		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オフ・バランス取引等項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（G）		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%

（記載上の注意）

1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2 本表は、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社が記載するものとする。

3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

4 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7 平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定のコネをそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

8 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

9 適及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する適及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（以下略）

証券化取引により増加した自己資本相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）					
繰延税金資産の控除金額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
償還を行う蓋然性を有する株式等			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI／Oストリップス		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目不算入額	△	△
一般貸倒引当金			控除項目（E）		
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額			自己資本額（D－E）（F）		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			資産（オン・バランス）項目		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オフ・バランス取引等項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（G）		
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率（A／G）	%	%
補完的項目（B）			自己資本比率（F／G）	%	%

（記載上の注意）

1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は「第一基準に係る連結自己資本比率」、その他の銀行持株会社は「第二基準に係る連結自己資本比率」を記載すること。

3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

4 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7 平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定のコネをそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の「基本的項目」の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

8 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

9 適及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する適及適用をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（以下略）